

令和5年3月16日
原子力規制庁

総合モニタリング計画の改定について

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施するため、原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日決定、令和4年3月30日最終改定）を策定し、本計画に基づき、関係府省、福島県、東京電力等が連携してモニタリングを実施しています。

本日、現状を踏まえて本計画の改定を行いましたのでお知らせします。

総合モニタリング計画の主な変更点

○総合モニタリング計画別紙「海域モニタリングの進め方」の

「4 実施計画」を改め、

①トリチウムの精密分析（検出下限値0.1Bq/L）について

・ALPS 処理水の放出開始後当面の間、測定頻度を増やして実施

②トリチウムの速報のための分析について

・ALPS 処理水の放出開始後当面の間、速報のための分析を新たに実施等を盛り込む。

○その他、記載の適正化等の所要の改定を行う。

原子力規制庁 監視情報課
担当：細貝、川村、笹平
電話：03-5114-2125（直通）